

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目次

◆規 則

恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則

恩給の年額の昭和四十六年改定に関する条例の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則

鳥取県消防顕彰金条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県団体管土地改良事業助成条例施行規則の一部を改正する規則

◆教委規則

鳥取県営武道館の管理に関する規則の一部を改正する規則

規 則

恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則をここに公布する。

昭和四十六年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第七十六号

恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則

(この規則の趣旨)

第一条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。)の施行に伴い年額を改定すべき恩給

で知事が裁定するものの改定及び請求手続については、この規則の定めるところによる。

(改定通知書の発行)

第二条 法律第八十一号附則第二条、第五条及び第十二条の規定により年額を改定すべき恩給(次条において「改定すべき恩給」という。)で、

昭和四十六年九月三十日以前の日付けのある証書を発行されたものについては、受給者の請求を待たずその年額を改定し、その改定年額を表示した改定通知書を発行する。

(証書の発行)

第三条 改定すべき恩給で昭和四十六年十月一日以後裁定するものについては、改定年額及び改定前の年額を表示した証書を発行する。

(雑則)

第四条 法律第八十一号の施行に伴い年額を改定すべき恩給の改定及び請求手続で、この規則に別段の定めのない事項については、恩給給与規則(大正十二年勅令第三百六十九号)及び鳥取県恩給給与細則(昭和三十年五月鳥取県規則第二十二号)の定める例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

恩給の年額の昭和四十六年改定に関する条例の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則をここに公布する。

昭和四十六年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第七十七号

恩給の年額の昭和四十六年改定に関する条例の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則

(この規則の趣旨)

第一条 恩給の年額の昭和四十六年改定に関する条例(昭和四十六年十月鳥取県条例第三十六号。以下「条例第三十六号」という。)の施行に伴い年額を改定すべき恩給の改定及び請求手続については、この規則の定めるところによる。

(改定通知書の発行)

第二条 条例第三十六号第一条、第二条第二項又は第三条の規定により年額を改定すべき恩給(次条において「改定すべき恩給」という。)で、昭和四十六年九月三十日以前の日付けのある証書を発行されたものについては、受給者の請求を待たずにその年額を改定し、その改定年額を表示した改定通知書を発行する。

(証書の発行)

第三条 改定すべき恩給で昭和四十六年十月一日以後裁定するものについては、改定年額及び改定前の年額を表示した証書を発行する。

(雑則)

第四条 条例第三十六号の施行に伴い年額を改定すべき恩給の改定及び請

求手続で、この規則に別段の定めのない事項については、鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和三十年四月鳥取県規則第十四号)の定める例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県消防顕彰金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第七十八号

鳥取県消防顕彰金条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県消防顕彰金条例施行規則(昭和四十四年三月鳥取県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 殉職者顕彰金

功 勞 の 程 度 に よ る	支 給 額
一 特に抜群の功勞があり、他の模範となる と認められる者	三、〇〇〇、〇〇〇円
二 抜群の功勞があり、他の模範となると認められる者	二、六〇〇、〇〇〇円

三 特に顕著な功労があると認められる者	二、五〇〇、〇〇〇円以下 一、五〇〇、〇〇〇円以上
四 多大な功労があると認められる者	一、〇〇〇、〇〇〇円

扶養親族の状況による増額

二から四までに該当する者については、扶養親族（職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）第八条第二項に規定する扶養親族の例による。以下同じ。）が二人以上あるときは、一人をこえる扶養親族五人まで、一人につき七五、〇〇〇を加算する。

別表第二 障害者顕彰金

功労の程度 障害の等級	功労の程度及び障害の等級による支給額	
	(一) 抜群の功労があり、他の模範となると認められる者	(二) 特に顕著な功労があると認められる者
第一級	二、六〇〇、〇〇〇円	二、〇〇〇、〇〇〇円
第二級	二、五五〇、〇〇〇円	一、八〇〇、〇〇〇円
第三級	二、四〇〇、〇〇〇円	一、六〇〇、〇〇〇円
第四級	二、一六〇、〇〇〇円	一、四四〇、〇〇〇円
第五級	一、八九〇、〇〇〇円	一、二六〇、〇〇〇円
		(三) 多大な功労があると認められる者
		六三〇、〇〇〇円

第六級	一、六五〇、〇〇〇円	一、一〇〇、〇〇〇円	五五〇、〇〇〇円
第七級	一、四一〇、〇〇〇円	九四〇、〇〇〇円	四七〇、〇〇〇円
第八級	一、二〇〇、〇〇〇円	八〇〇、〇〇〇円	四〇〇、〇〇〇円

功労の程度又は扶養親族の状況による増額

1 特に抜群の功労があり、他の模範となると認められる者であつて障害の等級が第一級に該当するものについては、第一級の最高額に四〇〇、〇〇〇円を加算することができる。

2 1に該当する者以外の者で扶養親族が二人以上あるときは、一人をこえる扶養親族五人まで、一人につき、(一)に該当する者については六〇、〇〇〇円、(二)に該当する者については四五、〇〇〇円、(三)に該当する者については三〇、〇〇〇円を加算する。

備考

- 1 障害の等級は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号。以下「政令」といふ。）別表第二に定める障害の等級による。
- 2 障害の等級及び金額の決定については、政令第六条第二項から第五項（第三項第一号を除く。）までの規定の例による。

鳥取県団地営土地改良事業助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第七十九号

鳥取県団体管土地改良事業助成条例施行規則の一部を改正する規則
鳥取県団体管土地改良事業助成条例施行規則(昭和四十二年十月鳥取県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表中	3 田畑整備事業	を	3 田畑整備事業及び水田転換特別対策事業	に
-----	----------	---	----------------------	---

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

鳥取県営武道館の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年十月十二日

鳥取県教育委員会委員長 小 田 大 吉

鳥取県教育委員会規則第九号

鳥取県営武道館の管理に関する規則の一部を改正する規則
鳥取県営武道館の管理に関する規則(昭和四十六年六月鳥取県教育委員

会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項ただし書を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】